

中小企業等協同組合法に基づく団体協約に関するQ&A

最終更新日 令和6年3月25日

1. 団体協約の概要について

番号	御質問	御回答
【Q1-1】	団体協約とはどのようなものですか？	団体協約とは、取引に当たって相手方企業との力関係から不利な条件を付されることが多い中小企業者が団結して経済的地位の改善を図ることを目的に、中小企業等協同組合法（中協法）に基づき、組合員の取引条件等について、事業協同組合等が事業者と交渉を行い締結するものであり、通常、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）上の適用除外となるものです。
【Q1-2】	団体協約ではどのような内容を定めることが可能ですか？	団体協約は組合員の経済的地位の改善のために締結されるものであり、代金の支払方法、取引価格、手形の期間などの取引条件に関するものについて定めることが一般的です。なお、組合と団体協約を締結した事業者が組合員と契約を行う場合は、団体協約に定める内容に違反して契約した部分については、団体協約に定める内容に従って契約したものとみなされます。
【Q1-3】	団体協約ではどのような事例がありますか？	著述・芸術家業の組合で、協約締結先と脚本料や著作物使用料等の基準を定めることで組合員である作家が不当な価格で個人契約を強制されることを防止している事例や、設備工事業者の組合で、資材メーカーと仕入れ価格に関する協約を締結することで資材価格高騰に対応している事例などがあります。
【Q1-4】	団体協約についての相談はどこでできますか？	<ul style="list-style-type: none">○団体協約等の中小企業組合制度一般の相談について 最寄りの中小企業団体中央会又は全国中小企業団体中央会 https://www.chuokai.or.jp/index.php/bussinesslink/chuokailinklist/○中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律について 中小企業庁 経営支援部 経営支援課○独占禁止法適用除外制度について 公正取引委員会 事務総局 経済取引局 調整課○組合又は組合員による個別具体的な取組に関する独占禁止法上の懸念点について 公正取引委員会 事務総局 経済取引局取引部 相談指導室

中小企業等協同組合法に基づく団体協約に関するQ&A

最終更新日 令和6年3月25日

2. 独占禁止法との関係について

番号	御質問	御回答
【Q2-1】	中小企業者により構成される事業協同組合等の行為に関する独占禁止法の適用除外とはどのようなものですか？	中協法及び独占禁止法に基づき、中小企業者により構成される事業協同組合や事業協同小組合の行為（これらの組合により構成される協同組合連合会の行為）は、独占禁止法の適用除外となります。ただし、独占禁止法の適用除外となる組合の行為であっても、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、独占禁止法の適用除外となりません。
【Q2-2】	組合員がどのような規模の事業者であれば、独占禁止法の適用除外となる組合になりますか？	業種ごとに、資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員数により定められています。具体的には、以下のいずれかの条件を満たす事業者（小規模事業者）です。なお、それ以外の事業者が加入する組合については【Q2-3】を御参照ください。 ○資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない法人たる事業者 ○常時使用する従業員の数が3百人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者
【Q2-3】	組合員に大規模事業者が含まれる組合やそのような組合が所属員に含まれる連合会については、独占禁止法の適用除外となりますか？	業種ごとに定めた、資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員数の基準（【Q2-2】参照）に該当しない事業者（大規模事業者等）が加入する組合について独占禁止法の適用除外となるかどうかは、具体的事案に即して公正取引委員会が判断することとなります。また、大規模事業者等を組合員に含む組合が所属員に含まれる連合会についても、同様に、具体的事案に即して公正取引委員会が判断することとなります。
【Q2-4】	大規模事業者が組合に加入する場合は届出が必要ですか？	中協法に基づき設立された事業協同組合及び信用協同組合は、組合に大規模事業者等が加入した場合又は組合員が大規模事業者等になった場合には、中協法第7条第3項の規定に基づき、その日から30日以内に公正取引委員会に届出を行う必要があります。 大規模事業者等に該当するかどうかの基準は、業種ごとに、資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員数により定められています（【Q2-2】参照）。 届出様式、提出窓口等の詳細やQ&Aについては、公正取引委員会のHPを御確認ください。 ○公正取引委員会： https://www.jftc.go.jp/soudan/madoguchi/chusho/index.html

中小企業等協同組合法に基づく団体協約に関するQ&A

最終更新日 令和6年3月25日

3. 団体協約の締結について

番号	御質問	御回答
【Q3-1】	団体協約を締結することができる組合はどのような組合ですか？	団体協約は事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会が締結することができます。ただし、団体協約を締結するには、団体協約の締結を組合の事業として、事前に定款に定めておく必要があります。なお定款を変更する場合、総会の決議や行政庁の認可が必要となり、定款変更のための総会の決議については、総組合員の半数以上が出席した上で、その3分の2以上による賛成が必要です。
【Q3-2】	団体協約の内容はどのような手続で決定すればいいでしょうか？	団体協約の内容は、あらかじめ総会の承認を得る必要があります。なお、総会の承認については、別途定款等に定める場合を除き、出席者の過半数の賛成が必要です。

4. 団体協約に関する交渉・あっせん・調停について

番号	御質問	御回答
【Q4-1】	団体協約を締結するための交渉は組合員であれば、誰でも行うことが可能ですか？	団体協約を締結するための交渉は、組合の代表者（代表理事又は代理権を持っている参事）以外は行うことができません。また、交渉担当者は5名以下とした上で、交渉開始の3日前までに、交渉をしようとする事項を記載した書面を送付して申し出る必要があります。
【Q4-2】	事業協同組合等が団体協約を締結するための交渉をしたい旨を申し出たときは、組合員と取引関係がある事業者は誠意をもって交渉に応じる義務が生じるとされていますが、この「取引関係がある事業者」とはどのような事業者ですか？	団体協約は組合員の経済的地位の改善を目的とするものであり、その目的に反しないのであれば、「取引関係がある事業者」には、組合員と直接契約を締結している事業者のほか、（組合員と直接的な契約関係にはなくても）取引慣行上、組合員との交渉・合意等を通じて、組合員と第三者との契約の条件を事実上決定していると認められる事業者なども含まれます。
【Q4-3】	団体協約の締結をするための交渉の申出を受けた「取引関係がある事業者」は、交渉に応じる必要はありますか？また、交渉の申出を受けた「取引関係がある事業者」は、必ず団体協約を締結しなければならないのですか？	中協法では、団体協約を締結するための交渉をしたい旨の申出を受けた「取引関係がある事業者」は、誠意をもって交渉に応じるものとされています。ただし、交渉の申出を受けた「取引関係がある事業者」は、団体協約を締結することまでは義務づけられていません。
【Q4-4】	団体協約の締結をするための交渉の申出を受けた事業者が交渉に応じない時や、団体協約の内容について協議が調わないときは、どうすればいいですか？	交渉の申出を受けた事業者が交渉に応じない時や団体協約の内容について協議が調わないときは、その解決を図るために、組合を所管する行政庁に対してあっせん又は調停を申請することができます。
【Q4-5】	行政庁に対してあっせん又は調停の申請を行った場合は、必ずあっせん又は調停が行われますか？	行政庁は、あっせん又は調停の申請を受けた際は、申請の内容を検討し、紛争の解決が経済取引の公正を確保するために必要があると認める場合は、あっせん又は調停を行うこととされています。

中小企業等協同組合法に基づく団体協約に関するQ&A

最終更新日 令和6年3月25日

5. 団体協約の更新・変更・廃止について

番号	御質問	御回答
【Q5-1】	団体協約について、協約の有効期間や更新に制限はありますか？	団体協約の有効期間や更新については、あらかじめ団体協約の相手方となる事業者と調整の上、団体協約において定めることが可能です。
【Q5-2】	団体協約について、内容を変更する場合はどのようにすればよいですか？	団体協約は、協約において定めた有効期間までは、締結時の内容が有効なものとして取り扱われます。そのため、有効期間内に変更することが想定されるのであれば、有効期間内に変更する場合の手続についても、あらかじめ団体協約の相手方となる事業者と調整の上、団体協約に明記しておくことが望ましいです。
【Q5-3】	団体協約について、廃止したい場合はどのようにすればよいですか？	団体協約は、協約において定めた有効期間までは、締結時の内容が有効なものとして取り扱われます。そのため、有効期間内に廃止することが想定されるのであれば、有効期間内に廃止する場合の手続についても、あらかじめ団体協約の相手方となる事業者と調整の上、団体協約に明記しておくことが望ましいです。